

7 大阪府・特別区協議会（仮称） ～大阪版「都区協議会」～

目 次

- 1 基本的な考え方府区協- 1
- 2 協議会の仕組み府区協- 2
- 3 協議会運営のイメージ府区協- 3

1 基本的な考え方

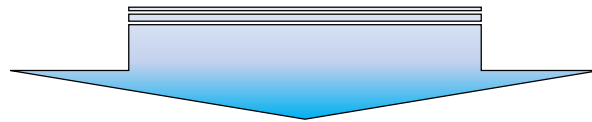
現行の都区協議会

■目的

都と特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図る（地方自治法第282条の2）

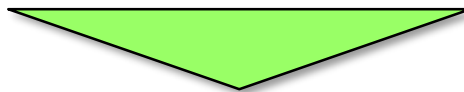
■主な役割

地方自治法第282条の2及び同法施行令第210条の16の規定に基づき、特別区財政調整交付金に係る条例を制定する場合において、都知事に対して意見を述べるほか、都及び特別区の手務の処理について必要な協議を行う



現行の都区協議会の仕組みを発展・充実
特別区の考えがより反映される“特別区重視”の仕組みへ

特別区と大阪府、特別区相互の関係が、「対等・協力」で、「連携を強化」する仕組みを構築



- 特別区重視の委員構成（全特別区の区長と知事等で構成）
- 協議不調時に「第三者機関」が調停
- 東京都より幅広い協議事項（財政調整の他、財産・債務の処理等を協議）

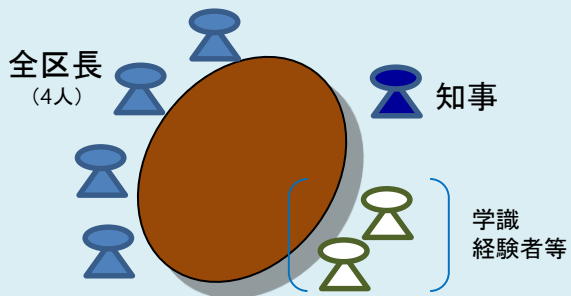
将来的には、“特別区相互間の事柄は、特別区が主体的に決定できる仕組み”もめざしていく

2 協議会の仕組み

(1) 委員の構成

[東京は都8人、区8人]

- 各特別区の区長（4人）と知事を基本とする ※
（自治体運営に責任のある者を基本に構成）
- 必要に応じ、議会の代表者、職員、学識経験者等を加えることができる ※
- ※地方自治法施行令の改正必要
- 会長は、委員の互選による



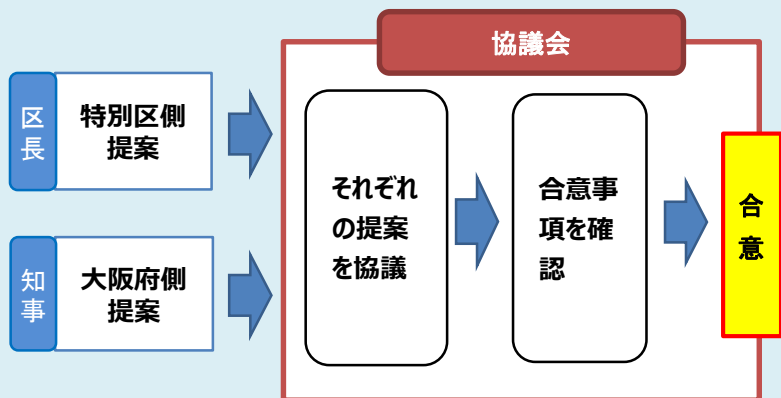
(2) 幅広い協議事項

[東京は主に財政調整を協議]

項目	想定する協議事項
財政調整	<ul style="list-style-type: none"> ○財政調整交付金条例制定（改正含む）時の知事への意見具申【法定協議事項】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 具体例 <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整財源の特別区・大阪府間の配分割合 ・普通交付税の算定方法（基準財政需要額等） ・特別交付金の算定方法（庁舎整備に係る措置を含む） </div>
財産・債務	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府が承継する財産の事業終了後の取扱い ○大阪府が承継する株式等の権利処分、貸付金債権の償還収入等の取扱い ○大阪府が承継する財務リスク解消時の残余財産の取扱い、引当財源が不足する場合の財源の捻出、特別区の負担方法の協議 ○特別区設置日以前の要因による損失の発生が特別区設置日以後に明らかとなった場合の財源捻出、特別区の負担方法等の協議
その他	特別区設置日以後の事務の分担に関する取扱いの協議 等

(3) 協議会運営

- 合意による運営を基本とする



(4) 第三者機関

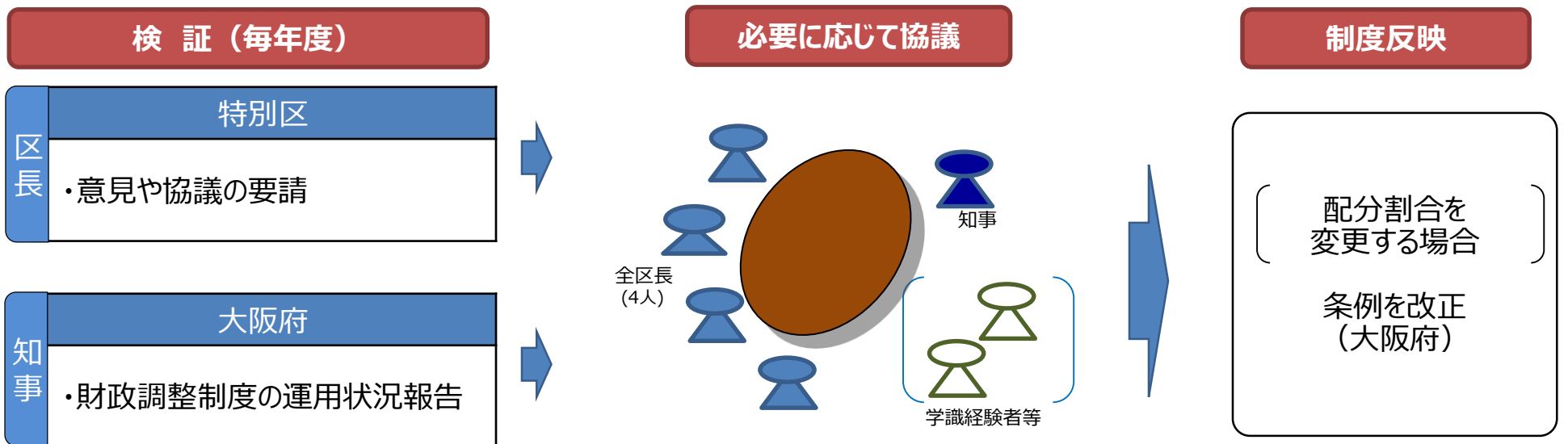
[大阪独自]

設置	○協議不調時に、 第三者機関を設置
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ○3名（各協議会委員の同意を得て、会長が「調整委員」を任命する） ○地方行政、地方財政、法律（権利・財産）関係の学識経験者、弁護士等を想定 ○事件の都度、関係分野の学識経験者等から選定
運営	○協議会委員から意見聴取を行い、 合議により「調停案」を提示
結果取扱	○各協議会委員に対し、 調停案への尊重義務 を課す

3 協議会運営のイメージ ～財政調整交付金にかかる流れ～

財政調整財源の特別区と大阪府間の配分割合

○特別区と大阪府間の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負う



特別区間の交付金の交付基準

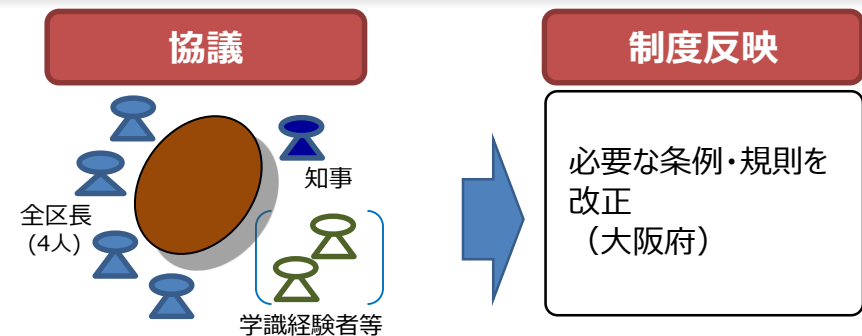
○地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年度精査

<協議内容>

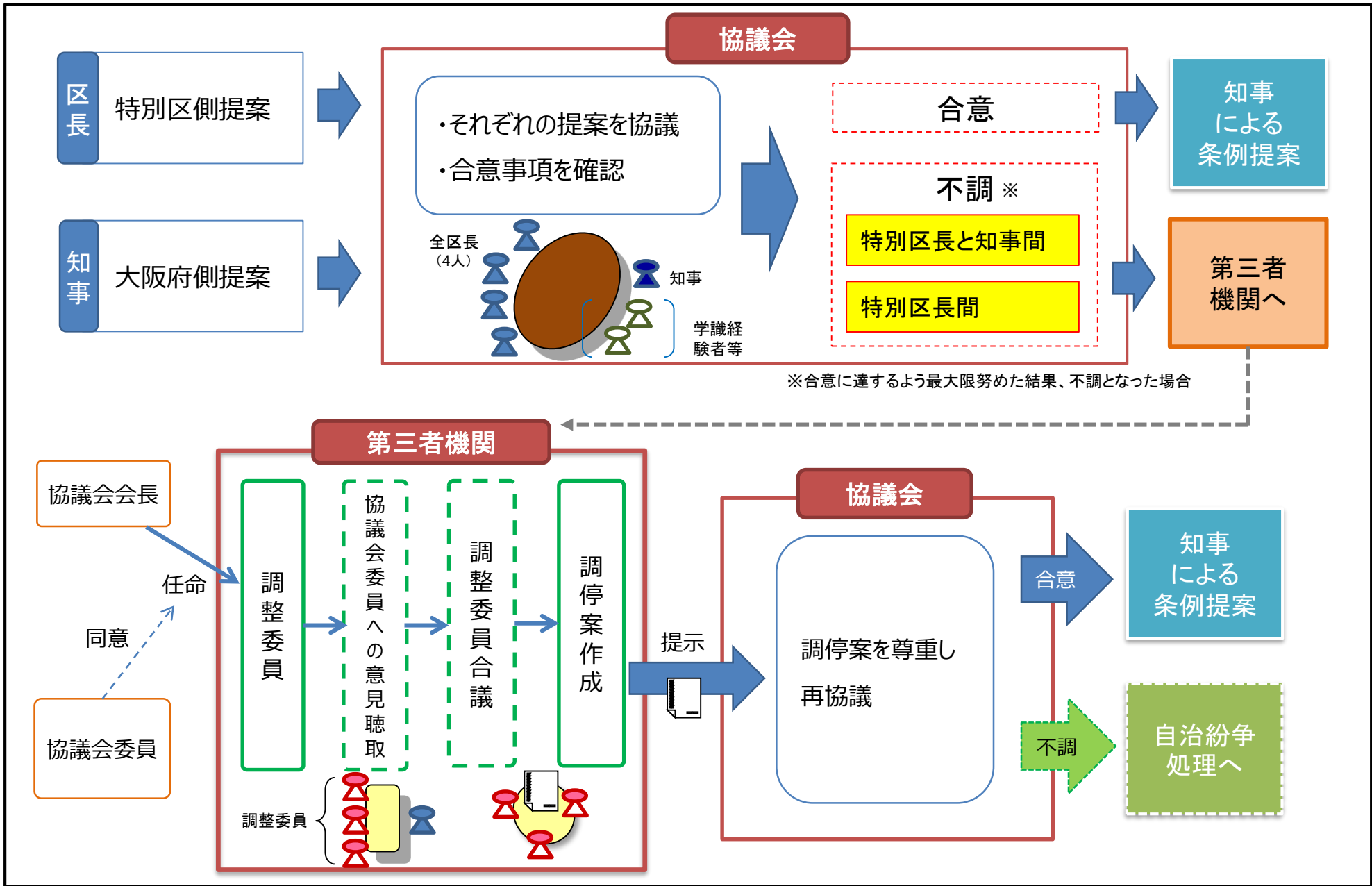
- ・基準財政需要額の算定等
- ・普通交付金と特別交付金の割合等

区長 特別区側提案

知事 大阪府側提案



3 協議会運営のイメージ ～第三者機関の運営の流れ（財政調整交付金の場合）～



(参考) 東京都との比較

項目	大阪府・特別区協議会(仮称)	東京都	備考
委員構成	<p>○委員数:5人 ※</p> <p>〔 特別区:4人(全区長) 大阪府:1人(知事) 〕</p> <p>○必要に応じ議会代表者、職員、学識経験者等の追加可</p>	<p>○委員数:16人</p> <p>〔 特別区:8人(区長から指名) 東京都:8人(知事、副知事、職員) 〕</p>	<p>※地方自治法施行令第210条の16の改正が必要</p>
協議事項	<p>○財政調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整交付金に係る条例への意見具申 ※ <p>○財産債務に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継財産の事業終了時の扱い ・承継株式等の処分収入等の扱い ・財務リスク解消時の残余財産の扱い、財源の捻出、負担方法の扱い等 ・特別区設置の日以後に明らかになった、設置の日前の要因に係る損失の扱い <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区設置の日以後の事務分担の扱い 等 	<p>○財政調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整交付金に係る条例への意見具申 ※ <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区と東京都の事務分担 ・特別区の区域の在り方 等 	<p>※法定の協議事項</p>
第三者機関	<p>○調整委員3名を任命(地方行政、地方財政、法律(権利・財産)関係等)</p> <p>○調整委員の合議による「調停案」を提示</p> <p>○協議会委員は「調停案」を尊重し再協議</p>	—	